

他人事ではない多重債務問題。 その現状と要因、対策を知り、 自分らしい豊かな暮らしを考えよう

このコーナーでは、全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回のテーマは「多重債務」。消費生活センターで多重債務問題に取り組んでいる熊崎明子アドバイザーに、近年の多重債務問題の状況と陥る要因、多重債務に陥らないための対策についてお話ししてもらいます。

第17回

講師：熊崎明子

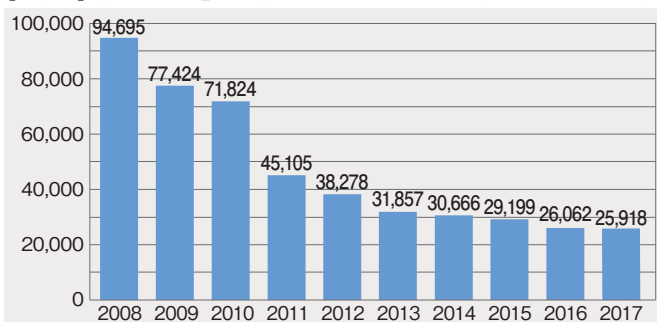
東京都金融広報アドバイザー

法改正で多重債務者は減少 債務状況に変化が

消費者金融やクレジットカード会社など、複数の業者から借入していることを多重債務といい、その借金の返済が困難になっている人を多重債務者といいます。2008年度には、消費生活センターへ寄せられた多重債務に関する相談件数が約9万5千件に上るなど、かつては多重債務者の増加が深刻な社会問題となりました

【図表1】。多重債務問題を解決すべく、国が、改正貸金業法を2006年に制定し、2010年に完全施行したこともあり【図表2】、2017年度の相談件数は2008年度の3割以下まで減少しています。

【図表1】「多重債務」に関する消費生活相談件数(受付年度別推移)



(注) PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2018年4月30日登録分まで)
出典：「多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向」(首相官邸ホームページ)を加工して作成
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai11/siryou1.pdf>

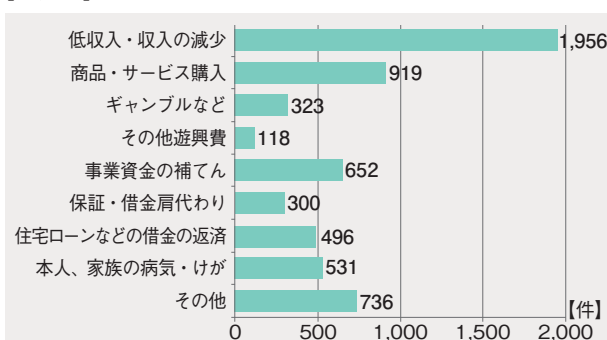
【図表2】改正貸金業法の主な内容

- ①総量規制(借り過ぎ・貸し過ぎの防止)(注)**
 - ・借入残高が年収の3分の1を超えると、新規借入れが不可
 - ・借入れ時に「年収を証明する書類」の提出が必要
- ②上限金利の引下げ**
 - ・法定上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引下げ
- ③貸金業者に対する規制の強化**
 - ・法令順守の助言・指導を行う国家資格を有する者の営業所への配置

(注) 貸金業者からの借入れに限り、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などではこの制限はありません。

実際、以前目立っていた「高額な利息で返済しきれない」、「借金の取立てがひどく日常生活を阻害している」といったケースの多くが改正貸金業法により救われました。一方で、近年は、低所得者、高齢者、うつ病などの精神疾患を持った人などが多重債務に陥るなど、多重債務者の状況に変化が起きているように感じます。総務省統計局が発表した2017年の家計調査によると、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦)の収入は、年金が9割以上を占めています。生活費、社会保険料などを賄うには、月約5万4000円が不足しており、預貯金を取り崩して生活していくことになりました。最近では、従来の人生80年を前提とした資金計画が人生100年時代を迎えたことから崩れてしまい、急に必要になった高額な費用を自力で賄えず、やむなく借金をするケースも見られます。生活のために多重債務に陥るのは、高齢

【図表3】多重債務者が借金をしたきっかけ



(注) 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談(複数回答可)
出典：「多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向」(首相官邸ホームページ)を加工して作成
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai11/siryou1.pdf>

また、銀行カードローンの貸付けが多重債務者増加につながっているとの指摘もあります。銀行カードローンは、総量規制の対象とならないほか、借りる側も「銀行

者に限ったことではありません。収入が上らない、病気で急に働けなくなった、会社の倒産や突然の解雇により再就職先が見つからないということもあります。そのような状況で生活資金を一時的にせよ借入れて賄うと、借金を返すために新たな借金をする「自転車操業」に陥ってしまうこともあり得ます。実際、金融庁が行った、借金をしたきっかけのアンケート調査【図表3】では、「低収入・収入の減少」が最も多く、日々懸命に働いていても、どうしても示唆されます。

【図表4】
多重債務における主な相談機関&制度

①消費生活センター

多重債務のほか、消費者トラブルなど生活に関わるさまざまなトラブルの相談が可能。専門知識を持った相談員が助言や情報提供を行っている。

※ほとんどの都道府県では、消費生活センターを多重債務窓口としている。

☎消費者ホットライン

☎188（「いやや!」と覚える）

②日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブル解決のための総合案内所。相談内容に適した相談窓口を案内してくれるほか、法制度や手続きの説明、無料法律相談が受けられる。弁護士等費用の立替え制度がある。

☎法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374

③自立相談支援窓口

生活困窮者の相談窓口として、専門の支援員がほかの専門機関と連携しながら、住まい、家計の立て直し、就職、子どもの学習や進学などの支援を行っている。

☎都道府県および市の福祉担当部署や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOなど

④生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者、高齢者などを対象として、無利子または低利で融資が受けられる公的な貸付制度。生活費や教育資金など、利用目的により借入れ限度額や返済期間が異なる。

☎お住いの地域の市区町村社会福祉協議会

多重債務に陥らないためには、どのような点に留意すべきでしょうか。まずは、ふだんから家計管理で毎月の収入と支出のバランスを考え、返済計画の立てたお金を使うように心がけ、返済計画の立てた借金をしないことが大切です。

しかし、災害や消費者トラブルなどの突発的なアクシデントや加齢に伴う状況変化など、一時的に多額の出費を要することもあるでしょう。そのような場合でも、安易に借金をするのではなく、まずは消

「だから大丈夫」という安心感を持ってしまいうようです。数年前から銀行による自主的な規制は進んでいるようですが、借りる側でも自己防衛策を講じる必要があります。これはクレジットカードやフリーローンを利用する際も同様です。少なくとも、手数料や金利には関心を持つべきです。

多重債務に陥らないための留意点とは？

また、国が進めているキャッシュレス化政策により、クレジットカードや電子マネーの利用者がますます増えていくと推測できます。これらは便利な反面、「目に見えないお金」の特性により、お金を使い過ぎる可能性や、全体的な家計把握が難しいなどの問題点も指摘できます。多重債務に陥らないためにも、家計管理の重要性がさらに増していくでしょう。

**債務の額に関係なく
解決策は必ず存在！**

多重債務を解決するための対処法は、

費生活センターや福祉の窓口相談することです。お住いの地域の市区町村社会福祉協議会が窓口となる生活福祉資金貸付制度を利用できたり、消費者トラブルが解決できる場合もあります。私の経験上、「早期に誰かに相談する人」や「助言に耳を傾けることができる人」は、多重債務に陥りにくい傾向にあるようです。

また、国が進めているキャッシュレス化政策により、クレジットカードや電子マネーの利用者がますます増えていくと推測できます。これらは便利な反面、「目に見えないお金」の特性により、お金を使い過ぎる可能性や、全体的な家計把握が難しいなどの問題点も指摘できます。多重債務に陥らないためにも、家計管理の重要性がさらに増していくでしょう。

の
回
今
ま

- ★低収入による生活費不足の借金が、多重債務のきっかけに。
- ★多重債務に陥った場合は、早期に相談窓口へ。
- ★多重債務問題を無くすための法の整備や金銭教育の充実に期待。

多重債務問題を防ぐための法の整備と金銭教育の充実が重要



熊崎明子 くまざき あきこ
消費生活センターでの相談業務を皮切りに、消費者教育、消費者情報分析業務、消費生活関連本作り、情報提供業務などに約40年間従事。福祉サービスマスターにも従事し、若者から高齢者までの実体験を講座に活用。得意分野は、消費生活関連の各種契約問題、クレジット・ローン、悪質商法、若者・高齢者の生活設計など。

債務者の状況によって異なりますが、どんな状況でも必ず解決策はあります。ご自身だけでは解決策が分からなくても、行政の窓口相談すれば、解決のために助力してくれます。どこに相談したらよいか分からなければ、都道府県や地方自治体の多重債務相談窓口、消費生活センター、社会福祉協議会や社会福祉法人などが運営する自立相談支援窓口へ相談することをお勧めします【図表4】。

例えば、消費生活センターでは、相談員が相談者の問題を総合的に整理・分析し、問題解決に向けた具体的な助言や情報の提供を行います。また、自立相談支援窓口では生活困窮者自立支援法に基づき、家計再建支援や就労支援などの相談にも応じてくれます。どの窓口でも、法的機関や社会福祉機関などの各種専門機関と連携しており、必要な場合には日本司法支援センター（法テラス）や弁護士を紹介し、債務整理の支援なども得られるよう助力しています。

できてはいますが、銀行カードローンのように規制の対象とならないケースもあります。過剰貸付けを防止するためのより実効性のある整備に期待したいところです。

また、多重債務問題を無くすために非常に重要なことは金銭教育でしょう。子どもたちには、お金を稼ぐことと使うことの意味、資産形成の方法、消費者トラブルの知識などを教え、万一トラブルにあつてしまった場合の解決策を、自分で考えられるようになる教育が必要だと思えます。成人年齢の18歳への引下げが決まった現在、このような教育が充実し、一人ひとりが「自分らしい豊かな暮らしとは何か」を考えられるようになることを望みます。